

## 新型コロナウイルス感染症への適切な対応を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は世界各国に広がり、既に多くの患者、死者が発生しています。そのため、国際的な協力体制のもとで、一刻も早く感染拡大を防止することが強く求められています。こうした中、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、本年2月25日に対策の基本方針を決定しましたが、愛知県内の観光旅館が経営破綻するなど、訪日旅行客の減少等により、国内企業に経済的な影響が及んでおり、今後、こうした影響は一層広がることが予想されます。

このように、さまざまな側面から国民の暮らしに深刻な影響が及んでおり、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報提供はもちろん、各方面への迅速な支援など適切な対応が必要です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 必要な医療・検査体制を確立するとともに、そのために必要な財政措置などを速やかに行うこと。
2. 感染の不安を抱える人などに適切に対応できるよう、相談窓口では必要なアドバイスができる体制を整えること。
3. 中小企業等に対する緊急のつなぎ融資制度や雇用調整助成金の対象拡大を行うこと。また、休業措置をとれば運営に支障を来すことになる障害者施設など、社会福祉施設への緊急援助を実施すること。
4. 感染症対策や緊急経済支援に取り組む地方自治体への財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

枚方市議会議長 前田富枝

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣